

英国会社の取締役変更

英国の非公開有限会社は、取締役が辞任し、又は新しい取締役を委任する場合、取締役会を通じて新しい取締役を委任し、又は現職の取締役の辞任を同意することができます。また、変更する日から 14 日以内に英国会社登記所 (Companies House) に通知しなければなりません。

取締役を変更するために、英国会社の設立証明書、最新の確認報告書 (Confirmation Statement)、定款細則、新任取締役の身分証明書類及び住所証明書類等の書類を提出する必要があります。一般的には、英国会社の取締役変更の手続き全てが完了するには約 2~3 営業日かかります。

取締役が自発的に辞任しなく、株主に解任された場合、会社は株主特別決議を通じて解任をする必要があります。その場合には、手続きは複雑になり、所要時間も延長されます。

啓源は英国会社の取締役変更サービスを提供することができます。クライアント様は以下の書類を提供する必要があります。

1. 会社設立証明書写し
2. 定款細則写し
3. 最新の確認報告書
4. 最新の確認報告書以降の変更書類
5. 会社登記所の登録番号 (Authentication Code)
6. 新しい取締役の認証済身分証明書類写し (パスポート) 及び直近 3ヶ月の住所証明書類 (公共料金領収書又は銀行取引明細書)

一般的に、全ての書類を受け取った後、英国会社の取締役変更の手続き全てが完了するには約 2~3 営業日かかります。啓源は代理して取締役変更手続きを行う手続き及び所要時間は以下の通りです。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

順番	手続き	営業日
1	お客様は電子メール・ファクス・郵便にて取締役変更に必要な書類を啓源に提供する。	クライアント様による
2	啓源は会社の定款を確認した後、取締役変更に必要な取締役会の議事録又は書面決議書、取締役辞任同意書及び英国会社登記所によって指定されたフォームを作成し、クライアント様に送付する。	1
3	クライアント様は書類に署名し、署名済書類を啓源に返送する。	クライアント様による
4	啓源は署名済書類を英国会社登記所に提出する。	1~2
5	取締役変更手続きが完了後、啓源は関連書類をクライアント様に送付する。	クライアント様による
合計		2~3 営業日

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com